

## 都市計画法第43条建築許可後の建築計画の変更に係る運用基準

都市計画法第43条の建築許可については、都市計画法に変更の規定がないことから、許可後に建築計画に変更が生じた場合は改めて許可を受けなければならない。

ただし、建築計画の軽微な変更に該当する場合にあっては、本運用基準により処理できるものとする。

- 1 建築計画の軽微な変更にあたるか否かについては、「都市計画法第43条第1項の規定による許可の計画変更協議書（別紙様式）」に、計画変更前後の対照図面及び建築許可書の写しを添付の上、協議するものとする。
- 2 次に掲げる建築計画の変更は、軽微な変更として取り扱わない。
  - (1) 申請者に関する事  
申請者の変更（親族との連名への変更を除く。）
  - (2) 申請地に関する事
    - ア 位置の変更
    - イ 敷地面積の変更
    - ウ 敷地形状の変更
  - (3) 建築計画に関する事
    - ア 延べ床面積の変更（計算による錯誤等が明らかな場合を除く。）
    - イ 建築物の用途の変更
    - ウ 都市計画法施行令第36条第1項第1号に規定する基準に係る内容の変更（ただし、内容によっては軽微な変更として取り扱う場合もある。）
- 3 建築許可の条件として新築等に係る期限が定められている場合は、協議後も当該完成期限が有効であることを注意すること。

（令和5年12月19日から施行）